

奈良県森林技術センターにおける公的研究費の取扱い に関わる職員の行動規範

令和4年12月1日
奈良県森林技術センター

奈良県森林技術センターにおける公的研究費の取扱いに関する規程第7条に基づき、センターにおける公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を以下のとおり定める。

この行動規範は、構成員の意識の向上と浸透のため、機関の構成員としての取組の指針を明記する。

1. 研究員等は、研究費が公的な資金であることを認識し、関係法令及び関係規程を遵守しなければならない。
2. 研究員等は、研究費の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。また、不正使用を行ってはならない。
3. 研究員等は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
4. 研究員等は、研究費の使用に当たり、取引業者との関係において疑念を持たれることがないように、公正に行動しなければならない。
5. 研究員等は、コンプライアンス教育・啓発活動に積極的に参加し、必要な知識の習得に努めなければならない。
6. 研究員等は、相互の理解と緊密な連携により、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。